

株式累積投資口座約款 新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>(買付時期及び価額)</p> <p>第7条 当社は、金融商品市場を通じて申込者からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付けを行う場合は、次の各号によって買付注文の執行を行います。</p> <p>① 払込金の受入日が毎月1日から16日(休日の場合はその直前営業日)までの間のものにつき原則として毎月16日(休日の場合はその直前営業日)の翌々営業日(買付執行日)に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。</p> <p>② 払込金の受入日が毎月17日から月末日(休日の場合はその直前営業日)までの間のものにつき原則として毎月末日(休日の場合はその直前営業日)の翌々営業日(買付執行日)に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。</p> <p>2～6 (現行どおり)</p> <p>7 第1項及び第2項の買付注文の約定日から起算して3営業日目を当該株式の買付日とします。</p> <p>8～10 (現行どおり)</p> <p>(売却)</p> <p>第9条 当社が申込者より売却の申込みを受けたときには、当社がその相手となって当該申込者の当該持分を買取るものとします。ただし、当社は、当該持分が当社の親会社株式に係る持分であるときには、当該持分についての売却注文を指定金融商品取引業者に取次ぐものとします。この場合、指定金融取引業者が、当該持分を買取るものとし、当社は、当該売却に際し、委託手数料等を当該持分の売却代金の中から申し受けます。</p> <p>2～5 (現行どおり)</p>	<p>(買付時期及び価額)</p> <p>第7条 当社は、金融商品市場を通じて申込者からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付けを行う場合は、次の各号によって買付注文の執行を行います。</p> <p>① 払込金の受入日が毎月1日から16日(休日の場合はその直前営業日)までの間のものにつき原則として毎月16日(休日の場合はその直前営業日)の翌々営業日(買付執行日)に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。</p> <p>② 払込金の受入日が毎月17日から月末日(休日の場合はその直前営業日)までの間のものにつき原則として毎月末日(休日の場合はその直前営業日)の翌々営業日(買付執行日)に、指定金融商品取引所において原則として成行きで、買付注文の執行を行います。</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>7 第1項及び第2項の買付注文の約定日から起算して4営業日目を当該株式の買付日とします。ただし、当該約定日が当該指定銘柄について配当落又は権利落として指定金融商品取引所が定める期日(以下「配当落等の期日」といいます。)であるときは当該約定日から起算して5営業日目を当該株式の買付日とします。</p> <p>8～10 (省略)</p> <p>(同左)</p> <p>2～5 (省略)</p>

6 当社が申込者から売却の申込みを受け、当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額（指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価額から委託手数料等を差引いた額）を、買取日から起算して3営業日目に当該申込者にお支払いします。

（選定銘柄の除外）

第13条 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定銘柄の共有持分を有する申込者に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社の更生、再生若しくは破産をすることとなるとき又は営業活動を停止したとき
- ② 当該選定銘柄が上場廃止となるとき
- ③ 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となり、1年間経過したとき
- ④ 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき

（その他）

第16条 当社は、この契約の基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2～4

（現行どおり）

5 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。

改訂を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

ただし、改定の内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものではない場合又はその内容が軽微である場合は、当該周知を行わない場合があります。

以上

2019年7月16日改正

6 当社が申込者から売却の申込みを受け、当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額（指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価額から委託手数料等を差引いた額）を、買取日から起算して4営業日目（ただし、当該買取日が当該指定銘柄について配当落等の期日であるときは5営業日目）に当該申込者にお支払いします。

（選定銘柄の除外）

第13条 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定銘柄の共有持分を有する申込者に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社の更生、再生若しくは破産をすることになったとき又は営業活動を停止したとき
- ② 当該選定銘柄が上場廃止となったとき
- ③ 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となり、1年間経過したとき
- ④ 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき

（同左）

2～4

（省略）

5 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

この場合、当社はその変更事項を通知することとし、所定の期日までに異議のお申立てがないときは同意いただいたものとして取扱います。

ただし、改定の内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものではない場合又はその内容が軽微である場合は、当該通知を行わない場合があります。

以上

平成21年4月1日改正